

健康

高齢者インフルエンザ 予防接種

接種期間／10月1日（水）～令和8年（2026年）1月31日（土）

対象者

① 予防接種日時点で有田川町に住民登録されている65歳以上の方

② 予防接種日時点で有田川町に住民登録されている60歳以上65歳未満の方で、心臓や腎臓、呼吸器の機能に障害があり身の回りの生活が極度に制限される方、およびヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり日常生活がほとんど不可能な方（おおむね、身体障害者障害程度等級1級に相当）

接種費用／1300円

※生活保護を受けている方は、健康推進課（金屋庁舎）または清水行政局住民福祉室で印鑑を持参の上、接種前にお手続きいただけます。無料になります。

接種を受けるには

有田郡内の医療機関で接種する場合は、医療機関に直接予約して接種してください。有田郡外で接種する場合は、健康推進課（金屋庁舎）または清水行政局住民福祉室へ事前にご連絡ください。

健康推進課（金屋庁舎）・清水行

政局住民福祉室

新型コロナウイルス感染症 予防接種

令和6年度（2024年度）から新型コロナウイルス感染症予防接種は定期接種に位置づけられ、65歳以上の高齢者などの方が接種の対象となりました。

接種期間／10月1日（水）～令和8年（2026年）1月31日（土）

対象者

① 予防接種日時点で有田川町に住民登録されている65歳以上の方

② 予防接種日時点で有田川町に住民登録されている60歳以上65歳未満の方で、心臓や腎臓、呼吸器の機能に障害があり身の回りの生活が極度に制限される方、およびヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり日常生活がほとんど不可能な方（おおむね、身体障害者障害程度等級1級に相当）

接種費用／4千円

※生活保護を受けている方は、健康推進課（金屋庁舎）または清水行政局住民福祉室で印鑑を持参の上、接種前にお手続きいただけます。無料になります。

※接種回数は1回です。

接種を受けるには

有田郡内の医療機関で接種する場合は、医療機関に直接予約して接種してください。有田郡外で接種する場合は、健康推進課（金屋庁舎）または清水行政局住民福祉室へ事前にご連絡ください。

健康推進課（金屋庁舎）・清水行

政局住民福祉室

税金

改正法人税法等説明会の開催

令和7年度（2025年度）の法人税法改正事項などについて、次のとおり説明会を開催します。

日時／10月28日（火）13時30分～15時30分

場所／有田市文化福祉センター3階 大会議室（有田市箕島27番地）

主催／湯浅税務署・公益社団法人湯浅納税協会



湯浅納税協会ホームページ

下水道

浄化槽を使用されている皆さまへ 浄化槽管理者維持管理義務

浄化槽管理者には、次の3項目の維持管理が法律で義務づけられています。大切な水環境を守るため、浄化槽は適正に管理しましょう。

● 保守点検（浄化槽法第10条）

浄化槽の機能を発揮させるためには、定期的な点検や調整、薬剤の補給・修理など、保守点検を受けなければなりません。保守点検は、県の登録を受けた保守点検業者で行ってください。

● 清掃（浄化槽法第10条）

浄化槽は、毎年1回以上の清掃を行わなければなりません。清掃は、町の許可を受けた浄化槽清掃業者で行ってください。

● 法定検査（水質検査）（浄化槽法第7条・第11条）

浄化槽は、使用開始3カ月を経過した日から5カ月以内に1回、その後は年1回の水質の定期検査を受けなければなりません。県が指定した検査機関（公益社団法人和歌山県水質保全センター有田川事務所 ☎63・6161）で受けてください。

問 上下水道課

問 湯浅税務署法人課税部門

☎ 63・5406